

作 成 平成 28 年 10 月 27 日
最終変更 平成 29 年 11 月 9 日

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平内町農業委員会

農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、平内町農業委員会に係わる標記指針を下記の通り定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

30ha

【目標設定の考え方】

平成 25 年度から平成 27 年度までの解消実績の平均値である 3ha を年間解消目標とし、平成 37 年度までに 30ha の遊休農地を解消する。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、平内町農地パトロール実施要領に基づき利用状況調査を実施する。
- ・ 利用状況調査及び利用意向調査の調査結果に基づき、農地中間管理機構への貸し付けを促進する。
- ・ 担い手等の借り受けが見込まれる遊休農地については、所有者の許可を得て農業委員会が簡易な再生作業（草刈り等）を行い、担い手等とのマッチングを促進する。
- ・ 再生困難な農地については農業委員が現況確認を行い、農業委員会総会において「非農地」の判断をする。

2. 担い手への農地利用集積について

《担い手の定義》

担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、特定農業団体、その他の集落営農組織を指すものとする。

(1) 担い手への農地利用集積目標

1,032ha

【目標設定の考え方】

平成 28 年耕地及び作付面積調査における耕作面積の内、田耕地面積 1,290ha の 8 割を、平成 35 年度までに担い手へ集積する。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・管内の畑地は、小規模で且つ集落内や中山間地域等に点在して存在するものが多く、担い手以外の小規模な農業者等が耕作に供している場合が大半であることから、畑地は目標面積に含めず、水田の利用集積を主として行う。
- ・出し手、受け手となる農業者の意向確認、農地中間管理機構との調整を行う。
- ・農地中間管理事業の周知及び活用促進を行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

3 経営体

【目標設定の考え方】

3年間で1経営体の新規参入を目標とし、平成35年までに3経営体の参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

県や町、農協、あおもり就農サポートセンター等と連携し、新規参入を検討している青年等の就農相談等を行う。

4. 目標の見直しについて

本指針に掲げる目標については、達成状況、その他社会情勢等を踏まえて必要に応じて見直しを行うものとする。

以上